

## 国民健康保険料について

**国民健康保険課**  
(TEL6384・1241 FAX6368・7347)

保険料は、医療の高度化や高齢化の進展などにより、医療費が増加すると、その伸びに合わせて改訂されます。市では、保険料抑制に使える繰越金が確保できたため、令和5年度は繰越金を全体の保険料の抑制財源として利用します。ただし、前年度より所得が増加した場合などは、保険料額が上がる場合があります。保険料額は、6月中旬に送付する決定通知書で確認してください。

令和6年度からは大阪府統一の保険料となるため、市独自の負担軽減などができなくなり、保険料が増加する可能性があります。

## 5月の執務室移転のお知らせ

**資産経営室(古江台4)**  
資産・庶務担当(TEL6155・9470)、  
最適化担当(TEL6155・9471)、  
設備計画担当(TEL6155・9475)、  
建築計画・設計担当(TEL6155・9472)、  
建築計画・工事担当(TEL6155・9474)、  
いずれも(FAX6155・9468)

資産経営室は5月1日(月)に、市役所本庁舎低層棟3階から、旧図書館北千里分室・北千里地区公民館の建物(古江台4・2・D7)に移転します。



**福祉総務室**  
(TEL6384・1803 FAX6368・7348)、  
**福祉指導監査室**  
(TEL6105・8006 FAX6368・7348)

福祉総務室と福祉指導監査室は5月22日(月)に、市役所本庁舎高層棟7階から、市役所本庁舎低層棟3階に移転します。

## 税証明の発行のお知らせ

**税制課(TEL6384・1243)か  
資産税課(TEL6384・1245)、  
いずれも(FAX6368・7344)**

発行の申請には、マイナンバーカードや運転免許証などの公的な本人確認書類と手数料が必要。本人以外が申請する場合は委任状も必要。ただし現在、吹田市内に住民登録がある同一世帯の親族は除く。納税直後に納税証明書を申請する場合は、税金の領収書が必要です。

令和5年度(令和4年中所得)の課税所得証明書は、市・府民税が給与から差し引かれている人には5月10日(水)、それ以外の人には6月8日(水)から発行します。ただし、コンビニ交付の場合はいずれも6月8日(水)から可能です。収入を申告していない場合は、出張所で受け付けできないことがあります。

### 税証明発行の申請方法

	窓口	郵送※	電子申請※	コンビニ交付
受付時間	平日午前9時～午後5時30分		24時間	午前6時30分～午後11時(年末年始やメンテナンス時期は除く)
申請できる人	本人以外も可		本人	本人(マイナンバーカードが必要)
証明書の種類	課税所得証明書、納税証明書	税制課、各出張所	申請可	直近2年度分課税所得証明書のみ申請可
	固定資産評価証明書など	資産税課、各出張所	申請可	申請できません
料金		1件につき250円		1件につき200円

※手数料のほかに送料が必要。

詳しくは市ホームページへ。



市ホームページ

## 固定資産税・自動車税など5月は税の納期です

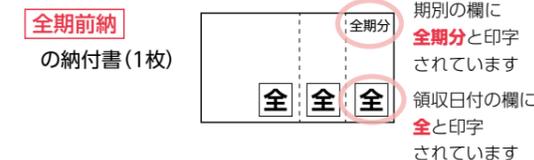
**税納課**  
(TEL6384・1283 FAX6368・7344)

### ■固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)

固定資産税・都市計画税の第1期分と軽自動車税(種別割)の納期は5月31日(水)です。納付は便利で確実な口座振替か自動払込を利用してください。

### ■重複納付に注意

固定資産税・都市計画税で、全期前納用と期別納付用の重複納付が起きています。納付書を確認してから納付してください。領収証は捨てずに保管してください。



### ■自動車税(種別割)

**税納自動車税コールセンター**  
(TEL0570・020156)、  
**大阪自動車税事務所**  
(FAX6775・1365)

納付期限は5月31日(水)です。納税通知書に記載の金融機関、府内の郵便局、コンビニエンスストアなどで納付することができます。詳しくは府ホームページを確認してください。



府ホームページ



重要な手続きや制度改正などをお知らせします。

必ず読んでね

## マイナポイント第2弾が延長されました

**税市マイナポイントコールセンター**  
(TEL6384・1147 FAX6368・7346)

マイナポイント第2弾の期限が9月30日(出)まで延長されました。申し込みはコンビニや郵便局でも可能です。また、申請サポートは市役所でも行っています。

## 高齢者にギフトカードを配付

**税高齢者ギフトカードコールセンター**  
(TEL0120・283・581 FAX6368・7348)  
午前9時～午後5時30分。土・日曜日、祝・休日は除く)

物価高騰の影響による経済的負担を軽減するため、対象高齢者に3000円分のJCBギフトカードを5月下旬～6月末ごろに順次郵送します。詳しくは市ホームページへ。令和5年3月1日時点で市に住民登録があり、昭和33年4月1日以前に生まれた65歳以上。



市ホームページ

## 役立てています 都市計画税・入湯税・事業所税

**税制課(TEL6384・1244)か  
資産税課(TEL6384・1245)、  
いずれも(FAX6368・7344)**

都市計画税は道路・公園・下水道の整備などに、入湯税は環境衛生・消防施設の整備などに、事業所税は教育文化・社会福祉施設の整備などに役立てています。

## 4月から変更 児童扶養手当額

### 閩子育て給付課

(TEL6384・1470 FAX6368・7349)

児童扶養手当額は、物価変動に応じて毎年変更されます。令和4年全国消費者物価指数の実績値(前年比+2.5%)を基にした、変更後の手当月額は以下のとおりです。

	全部支給	一部支給
1人目	4万4140円	1万410円～4万4130円
2人目	1万420円	5210円～1万410円
3人目以降	6250円	3130円～6240円

## 国民年金のお知らせ

### 閩吹田年金事務所 (TEL6821・2401)、

市民課国民年金担当 (FAX6368・7346)

#### ■保険料納付書を送付します

令和5年度分の納付書を4月3日に日本年金機構から送付しています。定額保険料は月1万6520円。付加込み保険料は1万6920円。前納割引や口座振替も利用できます。納付書が届かない場合は同事務所へ問い合わせてください。

#### ■学生納付特例制度

20歳以上で本人の所得が一定以下の学生(留学生を含む)が申請すれば、保険料納付が猶予される制度です。必要書類や手続きなど、詳しくは同担当か同事務所へ問い合わせてください。また、令和5年2月中旬までに学生納付特例の承認を受け、4月以降も引き続き在学予定の人には、3月末に申請用はがきを送付しています。必要事項を記入し、返送してください。届かない場合や卒業年度、在学する学校などに変更がある場合は同事務所か同担当へ。加入手続きや免除、学生納付特例に必要な用紙の書き方について、市ホームページで動画を配信しています。郵送申請する場合など参考にしてください。



動画はこちら

## 7月31日(月)をもって終了します みずほ銀行での納付書払い

### 閩市で発行する納付書については会計室

(TEL6384・2563 FAX6368・9904)、

水道部で発行する納付書については

### 水道部企画室

(南吹田3 TEL6384・1253 FAX6384・1902)

7月31日(月)をもって、みずほ銀行各店舗での納付書による納付を終了します。8月以降は、ほかの金融機関やコンビニなどを利用してください。なお、市税で地方税統一QRコードがついた納付書は引き続き、みずほ銀行各店舗で納付できます。◇市で発行する納付書＝市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など。◇水道部で発行する納付書＝上下水道料金、給水加入金、各種手数料など。

## 保育士サポート給付金を支給

### 閩保育幼稚園室

(TEL6384・1592 FAX6384・2105)

保育人材確保・定着支援のため、対象の保育士・保育教諭に給付金を支給します。最長で5年間支給。詳しくは市ホームページへ。①次のすべてを満たす保育士・保育教諭。◇雇用開始日時点で45歳未満。◇雇用5年目まで。◇市内民間保育施設など(保育所・認定こども園・地域型保育事業所)で1日6時間かつ月20日以上の雇用条件で勤務する。



市ホームページ

### 給付額

雇用期間	月額	年額
1年目	2万5000円	30万円
2年目	2万円	24万円
3年目	1万5000円	18万円
4年目	1万円	12万円
5年目	5000円	6万円
合計		最大90万円